

久留米市保育所給食調理等業務委託公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「久留米市保育所給食調理等業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

江南保育園給食調理等業務

(2) 業務内容

久留米市立保育所における給食調理等業務（詳細は「江南保育園給食調理等業務委託仕様書」のとおり）

(3) 業務期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) 業務場所

江南保育園の給食室及び付帯施設

3. 予算額

業務における年間の見積額の上限は次のとおりとし、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。

保育所名	見積額の上限（年額）
江南保育園	14,757,610円

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール

実施内容	実施期間または期日
募集要項の交付	令和6年9月30日（月）から久留米市ホームページで募集
現地説明会開催	令和6年10月7日（月）
質問書の提出期限	令和6年10月15日（火）
質問書に対する回答	令和6年10月22日（火）までに回答
提出書類の受付期間	令和6年10月23日（水）～令和6年11月1日（金）
資格審査の結果通知	令和6年12月6日（金）【予定】
プレゼンテーションの実施	令和6年12月18日（水）～令和6年12月20日（金）の中で1日【予定】
審査結果通知の送付	令和7年1月10日（金）【予定】
契約締結	令和7年1月中旬頃

6. 公募条件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 基本的事項

保育所保育指針を踏まえ、食育の推進を行い、子どもたちに安全で安心な給食を円滑かつ安定的に提供できること。

(2) 業務遂行能力

- ①大量調理業務（同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上提供する調理）で 3 年以上の実績があること。又は、特定給食施設等（1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上提供する調理）で 3 年以上の給食調理業務の実績があること。
- ②久留米市内又は福岡県内若しくは久留米市近郊に事業所等を有し（委託業務開始前までに設置予定の場合も含む）、本市と速やかに連絡調整がとれること。

(3) 安全衛生

- ①会社独自の衛生管理マニュアルを作成し、十分な衛生管理を行っていること。
- ②従業員に対して計画的に安全衛生教育を実施していること。

(4) 信用状況

- ①参加申込時点において、過去 5 年以内に食品衛生法に基づく食中毒等による行政処分を受けていないこと。
- ②万一の事故発生に備えて損害賠償を確実にできること。

(5) 参加資格

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ②久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- ③国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- ④参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- ⑤電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

7. 説明会

(1) 概要

集合場所	開催日	集合時間	内容
江南保育園	令和 6 年 10 月 7 日（月）	15:30	給食室・配膳室等の施設設備、厨房機能の確認

(2) 参加申し込み等

- ①参加を希望する場合は、各社 2 名（細菌検査を受けて異常がないこと）までとし、現地説明会参加申込書（様式 2）を令和 6 年 10 月 3 日（木）17 時 00 分までに「18. 問い合わせ先」へ提出し、提出確認の電話連絡をすること。
- ②保育所への車両乗り入れは、各社 1 台とし児童等の安全確保に十分注意すること。
- ③当日は、健康チェック（検温、体調管理）の上、白衣・キャップ・履物・細菌検査結果（写し）を持参し参加すること。

8. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、久留米市保育所給食調理等業務に関する質問書（様式 3）を電子メールに添付して、「18. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

令和6年10月15日（火）17時00分まで（必着）

(3) 回答方法

令和6年10月22日（火）までに、質問書（様式3）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、④、⑬は参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

①参加申込書（様式1） 1部

②企画提案書 13部（「10. 企画提案書作成方法」を参照）

③価格提案書（様式4） 1部

④登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書） 1部 ※写しでも可

⑤会社概要調査表（様式5）

⑥会社等の概要（過去3期分の財務諸表・決算書、営業所及び支店数、従業員数、栄養士、調理師等の有資格者の状況が確認できるもの）

⑦給食受託実績（様式6、様式7）※令和6年10月1日現在で記入のこと

大量調理業務の実績及び特定給食施設等での給食実績（保育所給食は除く）は、様式6を提出すること。なお、保育所給食調理業務の実績がある場合は、様式7についても提出すること。

⑧役員等調書及び照会承諾書（様式8） 1部

⑨食品衛生法による行政処分がないことの証明

⑩従業員（調理員及び栄養士）の研修計画及び実績（令和7年度計画及び令和6年度実績（見込み））

⑪会社独自の衛生管理マニュアル

⑫損害賠償責任保険の加入状況（様式9）

⑬納税（滞納なし）証明書（下記参照） 1部 ※写しでも可

⑭委任状 1部（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

※納税証明書（参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類）

所在地区分			税区分		法人	個人
			税目			
市内	市外かつ 県内	県外	国税等	法人税、所得 税、消費税及 び地方消費税	国税に未納がない 証明 （納税証明書その3の3）	国税に未納がない 証明 （納税証明書その3の2）
			福岡県税	法人事業税、 個人事業税	福岡県税に未納が ない証明	福岡県税に未納が ない証明
			久留米市税	法人市民税、 市県民税、 固定資産税、 軽自動車税	久留米市税に滞納 がない証明	久留米市税及び国 民健康保険料に滞 納がない証明
			久留米国保	国民健康保険	—	

（例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出）

（例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出）

(2) 提出期間及び時間

令和6年10月23日（水）から令和6年11月1日（金）（土日を除く。郵送の場合は、令和6年11月1日（金）必着。）までの午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「18. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

10. 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

- ①表紙 「久留米市保育所給食調理等業務企画提案書」及び会社名を記載
- ②様式 A4版縦型・長辺綴じ
ただし、「提案項目2 保育所給食業務の実施体制に対する提案 ①従事者の配置について」は、業務従事者配置計画書（様式10）を作成の上、提案すること。
- ③文字 フォントサイズ11ポイント・横書き
- ④提出部数 13部（正1部、副12部）
- ⑤制限枚数 表紙及び業務従事者配置計画書（様式10）を除き、10ページ以内とする。

(2) 構成とポイント

- ①提案書は、下表に示す構成とすること。
- ②提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。
- ③文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。

項目	構成	ポイント
1	保育所給食における調理業務に対する提案	①安全で安心な保育所給食の提供について 保育所給食に対する基本的な考え方（法の主旨、会社方針等）及びその実現に向けた取り組みを記載のこと。 ②保育所との連携について 親子クッキングや食育推進など、保育所の食育事業や行事等への参加について記載のこと。
2	保育所給食業務の実施体制に対する提案	①従事者の配置について 業務従事者配置計画書を作成し、調理業務体制の適正や安定性、代替要員の確保について記載のこと。 ②従事者及び業務マネジメント体制について 現場責任者、栄養士または調理師の配置による従事者の統轄、エリアマネージャーの定期巡回など、従事者及び業務マネジメント体制について記載のこと。また、従事者の熱中症やノロウィルス対策など、労働安全衛生の体制について記載のこと。 ③従事者に対する教育及び研修体制について 従事者に対する衛生管理、調理技術の向上、アレルギー・離乳食対応等に関する教育及び研修体制について記載のこと。 ④業務開始までの計画について 業務開始に向けて、従事者の確保及び研修等の取り組みについて記載のこと。
3	保育所給食における衛生管理に対する提案	①衛生管理の徹底に対する具体的な方策について 大量調理施設衛生管理マニュアル、衛生管理チェックリスト等に基づく衛生の徹底と独自の取り組みについて記載のこと。 ②食中毒防止に関する具体的な方策について 大量調理施設衛生管理マニュアル等に基づく、食中毒防止の徹底と独自の取り組みについて記載のこと。 ③異物混入の防止策に対する具体的な方策について 人、食材、調理器具等から混入する異物について、独自の防止策（取り組み）について記載のこと。

4	アレルギー対応食に対する提案	アレルギー食を確実に対応するための具体的な方策について	保育所におけるアレルギー対応ガイドライン等に基づく、独自の取り組みについて記載のこと。
5	離乳食に対する提案	個人の離乳食を確実に対応するための具体的な方策について	授乳・離乳の支援ガイド等に基づく、独自の取り組みについて記載のこと。
6	危機管理に対する提案	①食中毒や事故等に対する具体的な対応策について	食中毒や事故（調理ミス、異物の混入及び食事の誤配等）が発生した場合の対応について記載のこと。
		②自然災害等に対する具体的な方策について	地震・水害・土砂崩れなどの自然災害等が発生した場合の対応について記載のこと。
7	事業者独自のアピール	仕様書の要求水準を超える提案など	仕様書の要求水準を超える提案などについて記載のこと。
8	企業の地域貢献	地域社会に貢献するための取り組みについて	事業所等の設置や雇用状況などの地域経済のほか、地域イベントへの参加やボランティア活動など久留米市での地域貢献の取り組みについて記載のこと。

1 1. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会評価者が審査する。なお、参加者が1者のみの場合は、本プロポーザルを中止することがある。

(1) プレゼンテーション実施日

令和6年12月18日（水）～令和6年12月20日（金）の中で1日【予定】

(2) 実施場所

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(3) 提案時間 10分

(4) 質疑応答 25分

(5) 参加人数 2人以内

(6) 評価項目及び配点

評価項目		配点
定性的評価	保育所給食における調理業務に対する提案	7 割
	保育所給食業務の実施体制に対する提案	
	保育所給食における衛生管理に対する提案	
	アレルギー対応食に対する提案	
	離乳食に対する提案	
	危機管理に対する提案	
	事業者独自のアピール	
	企業の地域貢献	
経営・業務実績評価項目	会社の信用性・同種業務等の実績	1 割
価格に関する評価項目	提案に対する価格の妥当性	2 割
合計		10 割

(7) 留意事項

提案書を用いた説明とし、パソコンの使用は認めないこととする。

1 2. 候補者の選考方法

(1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者とし、次点の者を次順位候補者とする。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

- (2) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

1 3. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。
(2) 通知時期 令和7年1月10日（金）【予定】

1 4. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
(3) 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
(5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
(6) 価格提案書の金額が「3. 予算額」を超過した場合
(7) 仕様書の基本人数を満たさない場合

1 5. 契約の締結

候補者を決定した後、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、必要に応じて候補者と協議し当該業務の仕様書を作成し、その仕様書に基づいて見積書を徴取し、契約を締結する。

なお、契約締結過程において、候補者が失格事項に該当することが判明した場合など、契約が合意に至らなかった時は、次順位候補者と契約交渉を行う。

1 6. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 7. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「18. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

- ① 提案書の提出は、1社につき1案とする。
② 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
③ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
④ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 予算の議決

本件の契約には、令和7年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない。

(6) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

18. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市子ども未来部子ども保育課（担当：城島）

電話 0942-30-9754 ファクシミリ 0942-30-9718

電子メールアドレス kodomo@city.kurume.lg.jp